

誰もが身近に文化を感じ、
市民一人ひとりが力を合わせて
取り組んでいくために

みんなで
育む
文化の力

をビジョンの基本理念として掲げ、
文化振興に関わる

すべての主体や担い手が、
積極的に関わり、協働し、
その実現をめざします。



(2) 文化振興の主な領域

このビジョンでは、文化振興に取り組む主な領域として、次の5つの項目を掲げ、基本的な考え方や取り組む視点などについて明らかにしていきます。

(3) 文化振興の手段

基本理念に基づいて、ビジョンを実現するための手段として、次の5点を定めます。その上で、(2)で示した文化に関わる主な領域について、その振興を図ることとします。

	基本的な考え方 活力を生み出す 芸術 の豊かさを高める	基本的な考え方 先人たちが創った 歴史 を受け継ぎ学ぶ	基本的な考え方 自然の恵みをいただく 食 の豊かさを伝える	基本的な考え方 まんが 文化を広げ活かす	基本的な考え方 高知らしさ あふれる文化を広める
	取り組む視点	取り組む視点	取り組む視点	取り組む視点	取り組む視点
【継承】 伝える これまで受け継がれてきた伝統的な文化を高知市の貴重な財産として、次の世代へ大切に伝えます。	1・優れた芸術文化に親しむ機会 の充実と情報提供の強化	1・歴史的資料の調査、収集、 保存及び情報の発信	1・地域全体での食文化の活用と継承	1・まんが文化の定着、発展、 発信	1・文化の力による魅力あるまちづくり
【発展】 進める これまで取り組んできた文化活動がより活発になるよう、さらに充実・発展させる取組を効果的に進めます。	2・芸術創造活動の質の向上と人材育成	2・文化的資料の調査、収集、 保存及び情報の発信	2・食を通じた地域の健康づくり	2・まんが文化の活用による地域経済の活性化	2・地域に伝わる文化の継承と発展
【協働】 活かし合う さまざまな分野で活動している市民や団体と行政等が連携し、より活発な活動になるよう、それぞれの持ち味を活かし合います。	3・子どもたちへの芸術文化体験の充実	3・専門性のある人材の確保と調査・ 研究体制の充実	3・魅力ある食の創造と発展	3・市民の多彩な文化的活動の促進	3・市民の多彩な文化的活動の促進
【創造】 創り出す 市民一人ひとりが多様な文化にふれ、豊かな感性を育むとともに、地域の活性化を図るための新しい視点を持った文化を創り出します。	4・特色のある地域文化の振興と創造	4・生涯にわたる歴史学習の推進と地域間交流の促進	4・食文化の発信とブランド力の向上	4・高知らしさの魅力の磨き上げと発信	4・高知らしさの魅力の磨き上げと発信
【発信】 広める 多くの人々がさまざまな分野で文化に関わる活動に参加しており、その情報を集約し、効果的に発信することで、文化の裾野を広めます。					

(4) 文化振興に関わる主体や担い手の役割と期待されること

それぞれの主体や担い手が自らの役割や期待されることを十分に認識するとともに、パートナーとして認め合い、行動していくことが、持続可能な文化振興を実現するために欠かせないことです。

1) 市民

文化を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、市民の変わらない願いであり、権利でもあります。

市民一人ひとりの文化的活動からはじまり、みんなで創る文化の力は、一人ひとりの生活をより心豊かなものにするとともに、自らの文化力を高めていくことにつながります。そして、「新たな高知らしさ」を生み出す源にもなります。

さらに、グループや団体も含めて、市民の活動が活発になることによって、文化に関わる層が厚くなり、活動の裾野の拡大を図ることもできます。

市民には、文化への関心を高め、文化に親しむ中でその重要性を認識しながら、文化的活動の主役として高知市の文化を振興していく役割が期待されます。

2) 学校や地域、NPO*、ボランティア、企業等の文化振興に関わる団体

高知市の文化振興は、市民一人ひとりの主体的な実践と学校、地域、NPO、ボランティア、企業等の多様な活動主体によって支えられています。

市民の文化的活動を日常生活の中でより活発にするためには、地域の拠点である学校や公民館等での活動を通して、市民が文化をより身近な存在として感じられるようになることが大切です。

また、市民の自主的、積極的な文化的活動を促進するためには、企業等が行うメセナ*活動やNPO団体、ボランティアによる支援活動が不可欠です。

こうしたさまざまな活動主体には、多様で主体的な文化的活動や相互の連携を一層強化して、高知市の文化振興を牽引する役割が期待されます。



イラスト：森下真帆

3) 公益財団法人高知市文化振興事業団

高知市文化振興事業団は、1984（昭和59）年の設立以来、「市民による芸術・文化の創造活動の日常化」「全市的な視野に立った文化の時代にふさわしい高知の文化活動の活性化」をめざし、高知市における文化振興の実質的な推進母体としての役割を担ってきました。今後も、市民による文化活動の多様化に幅広く対応し、文化の持つ新たな可能性を地域の活性化につなげていくことが重要です。

市民が文化にふれるより多くの機会を提供するためには、優れた芸術文化の鑑賞機会の提供や芸術家やアートマネージャーなどの人材育成、学校や地域へのアウトリーチ*活動などの芸術文化の創造機能を強化することが必要です。

生涯学習面では、中央公民館の多様な講座を通じて、地域における文化力の引き上げに寄与し、さらに、コンベンション会場として中央公民館の利用を促進し、地域活性化に向けて取り組むことも大切な役割といえます。

まんが文化では、横山隆一記念まんが館の運営や「まんさい*」等のイベントを通して、まんが文化に関わる人材の育成をめざすとともに、まんが館開館から15年間の成果を踏まえて、一層のまんが文化の振興に取り組む必要があります。

こうした事業は「芸術文化・まんが文化を通じた地域づくり」を視野に入れた展開が基盤となります。高知市の文化に関する幅広い分野の情報を把握できる事業団ならではのネットワークを活用し、市民のニーズや文化活動の情報収集と発信を進め、教育や福祉、観光、医療、防災、まちづくりなどの分野との連携等を通して、市民や団体、行政等をつなぐ「文化の協働」を進める先導的役割が求められます。

4) 行政

このビジョンの推進主体である高知市の役割は、文化行政を総合的に進めることであり、市民が高知市に誇りと愛着を持つためのきっかけづくりとして、市民一人ひとりが主体的に文化的活動を行うことができる環境づくりにあります。市民主体の活動に対する効果的な支援と活動主体との連携を通じて、ビジョンの基本理念に基づいた具体的な施策や事業を推進していきます。

そのために、行政のさまざまな取組において文化の視点を活かすことができるよう、行政組織内における各部局間の連携を進め、文化行政の窓口として総合調整を図る機能の整備を進めます。

さらに、関係諸機関との連携を図るとともに、国内外の都市交流の促進や産業振興に取り組むなど、高知市の文化を活用した他分野との積極的な連携を進めます。

一方、高知市文化プラザかるぽーと、中央公民館や各地域の市立公民館*をはじめ、市民図書館や自由民権記念館等の市立文化関連施設については、それぞれが持つ専門性を十分に発揮し、取組を充実させるとともに、市民が積極的に活用することができるよう、利便性の向上に努めます。

ビジョン前期の取組の進行度

2015（平成27）年度、計画期間の中間期を迎えるに当たり、ビジョン実現に向けた取組の進行度を各所管課が「順調」、「おおむね順調」、「少し遅れている」、「遅れている」、「進んでいない」の5段階で評価しました。全43事業中、23事業が「順調」、17事業が「おおむね順調」、2事業が「少し遅れている」、1事業が「遅れている」ということで、進行度は良好（計画どおりに実施できた）という結果となりました。

【評価の結果】

「順調」

- 優れた芸術文化の鑑賞機会の提供
- 学校教育との連携
- 生涯学習の機会と情報の提供
- 障がい者の文化活動の充実
- 芸術文化活動の支援と人材育成
- 他分野との連携による地域の文化活動の振興
- 生涯学習情報提供事業
- 地域文化の発見と活用
- 博物館（自由民権記念館）機能の充実
- 新図書館の整備
- 地域間交流の促進
- 街路市の振興、街路市や直販所の充実と利用促進
- 農産物の地産地消の推進
- まんが文化による地域の活性化
- 中心商店街の活性化
- 学校教育と連携したまんが分野の人材育成
- 図書館機能の充実
- 商店街の機能強化
- 点字図書館の整備
- 観光資源の磨き上げと創出
- 祭り・イベントの充実とコンベンションの振興
- NPO・ボランティア活動への支援
- 高知市中央広域定住自立圏共生ビジョンの推進

「少し遅れている」

- 文化財・史跡の保護及び活用
- 埋蔵文化財の調査と保存

「おおむね順調」

- 文化拠点施設の機能強化
- 公民館活動の推進
- 高齢者の文化活動の機会提供
- 世代間交流の場づくり
- 博物館（横山隆一記念まんが館）機能の充実
- 歴史学習の推進と情報発信
- 食育を通じた地域の食文化の継承
- 幼児の健康診査事業
- 小中学校食育・地場産品活用推進事業
- 成人の健康づくり
- 郷土まんが家の顕彰とまんが文化の振興
- 国内外のまんが施設との連携強化
- 障がい者の地域生活支援の充実
- 地域内連携組織の設置
- 地域福祉の推進
- 市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例の推進
- 姉妹・友好都市交流の推進

「遅れている」

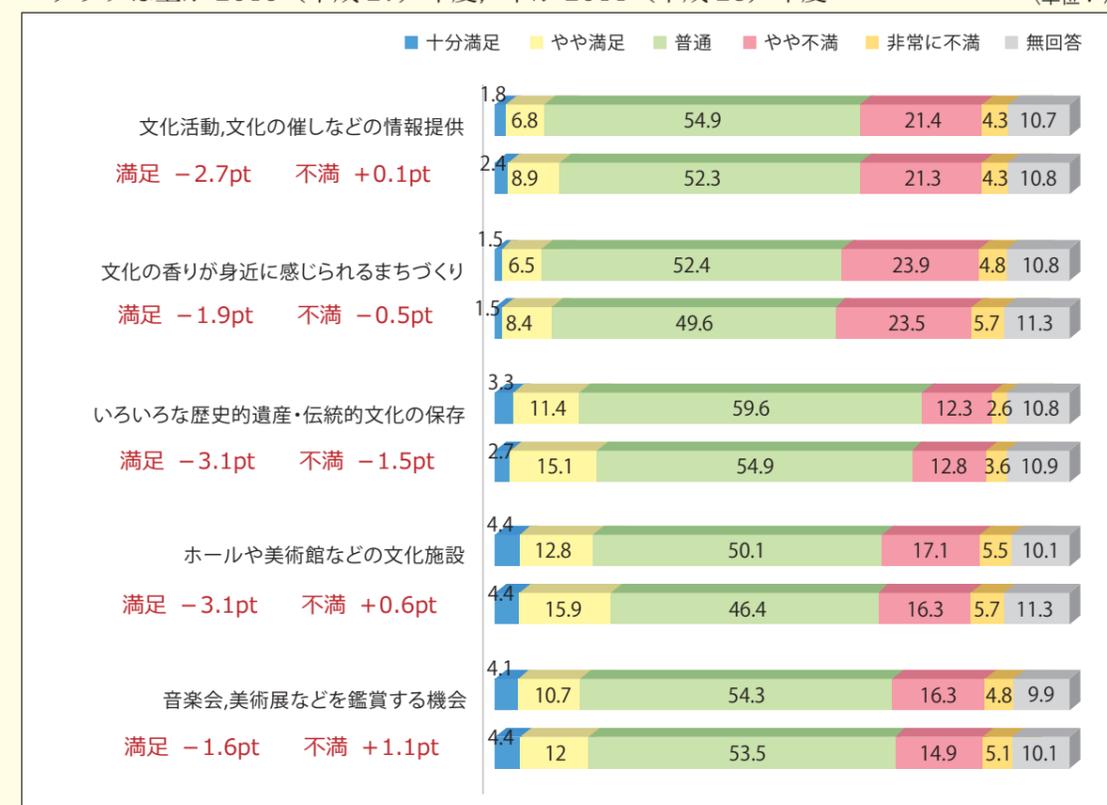
- 新しい高知市史の編さん

しかし、同じく2015（平成27）年度に実施した市民意識調査の結果、下記5項目すべてで満足度が低下。うち3項目は不満度も上昇するなど、結果に表われていない部分もみられ、計画（目標）の設定、評価手法にも課題があることが明らかになりましたことから、進捗管理シートの見直しを行います。

○ 2015（平成27）年度市民意識調査の結果

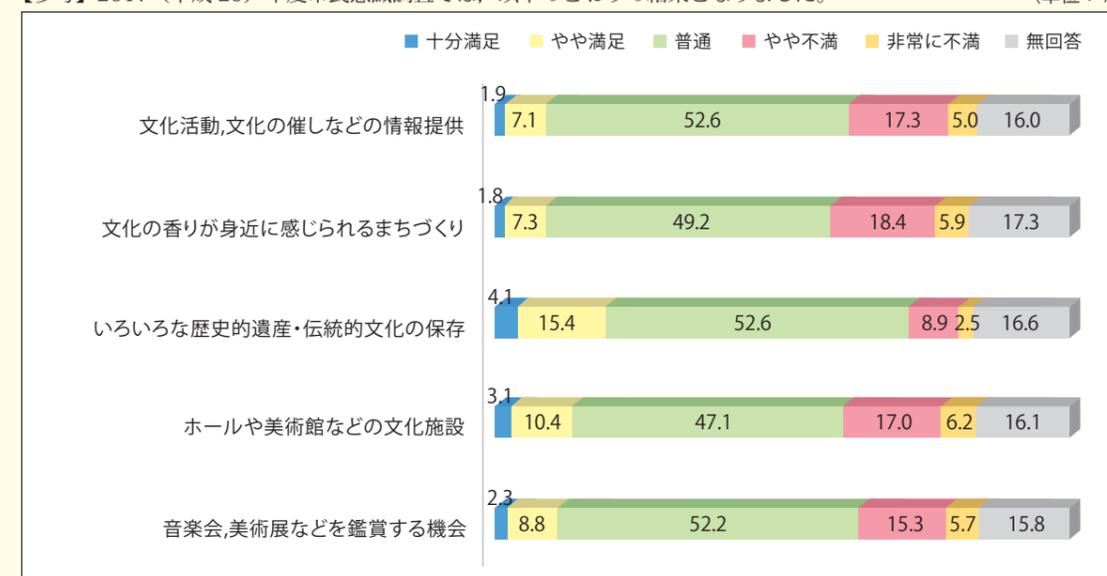
グラフは上が2015（平成27）年度、下が2011（平成23）年度

〈単位：％〉



【参考】2017（平成29）年度市民意識調査では、以下のとおりの結果となりました。

〈単位：％〉



高知市の文化を取り巻く状況

(1) 「2011 高知市総合計画」の改訂

高知市では、2011（平成23）年3月に「2011 高知市総合計画*」を策定し、「森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市 高知」を将来の都市像と定め、環境を基軸とした新しい共生文化を創造し、明るさとにぎわいに満ちた元気あふれる高知市を築き上げていくことを目標に取り組んできました。

総合計画の策定後、東日本大震災や熊本地震の発生により、近い将来に発生が予想される南海トラフ地震対策の加速化が喫緊の課題となったこと、また、当初の計画策定から5年を経て人口減少という、わが国がかつて経験したことのない国難ともいえる危機的状況から脱却するために、国、地方を挙げて、地方創生の推進に向けた取組の必要が生じるなど、高知市を取り巻く社会経済情勢や国の制度には、大きな変化が生じました。

こうしたことを踏まえ、2016（平成28）年に高知市を取り巻く大きな環境の変化に対応し、自主・自立に基づく、真に豊かな市民生活の創造と持続的な発展をめざすために、将来の都市像を実現する施策等を定めた基本計画について、内容の点検や、必要な見直しを行いました。

※総合計画と文化振興ビジョンの関係

総合計画は、地域における総合かつ計画的な行政の運営を図るための基本的事項を定める計画です。

総合計画における基本計画の総論では、横断的な施策となる推進戦略を示しており、優先的・重点的に取り組む必要がある、文化に関する方策を含む8つの方策を「維新・創生8大エンジン」として設けています。

また、各論では、基本構想に定められた6つの施策の大綱に基づき、分野別に「政策（基本目標）」「施策」が示されています。

高知市では、総合計画を最上位計画として位置づけており、総合計画と文化振興ビジョン等の各種行政計画との関係は、相互に「補完・連携」するものとしています。

(2) 国の動き

1) 文化芸術振興基本法の制定

国においては、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、2001（平成13）年12月に「文化芸術振興基本法」が施行されました。

この法律の規定に基づき、文化芸術の振興に関する基本的な方針をおおむね5年ごとに見直し、現在、第4次基本方針が策定されています。

2) 文化芸術の振興に関する基本的な方針—第4次基本方針（2015（平成27）年5月閣議決定）について

第4次基本方針は、文化芸術を取り巻く諸情勢の変化等（地方創生、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、東日本大震災等）を踏まえて第3次基本方針を見直し、2015（平成27）年度から2020（平成32）年度までのおおむね6年間を対象期間として策定されました。

この方針では、わが国がめざす「文化芸術立国」の姿が示されており、それを実現するために必要となる文化芸術振興の基本理念や重点的に取り組むべき施策の方向性、基本的施策等が定められています。

3) 文化芸術基本法（2017（平成29）年6月制定）について

2001（平成13）年に文化芸術振興基本法が制定されてから16年が経過し、少子高齢化やグローバル化等が進展する中で、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を、文化芸術による新たな価値の創出を広く国際社会に示す重要な契機として捉え、新たに「文化芸術基本法」が施行されました。

同法では、文化芸術そのものの振興に加え、観光やまちづくりなどの文化芸術に関連する分野の施策についても新たな法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、これまでの「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に代わり、新たに「文化芸術推進基本計画」を策定することが定められています。

【参考】

同法で対象とする範囲は、「第3章 文化芸術に関する基本的施策（第8条～第35条）」で以下のように定められており、生活文化の例示に「食文化」等が追加されています（一部掲載）。

第8条 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術）

第9条 メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器を利用した芸術）

第10条 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能）

第11条 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能）

第12条 生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）、国民娯楽（囲碁、将棋、その他の国民娯楽）、出版物、レコード等

第13条 文化財等（有形及び無形の文化財並びにその保存技術）

第14条 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

第15条 文化芸術に係る国際交流及び貢献の推進

(3) 高知県の動き

1) 高知県文化芸術振興ビジョンの策定

高知県では、県民一人ひとりが主体的に取り組む芸術文化活動の促進や、芸術文化の総合的な振興を図るため、2006（平成18）年に「高知県芸術文化振興ビジョン」が策定され、望ましい将来像や取組の方向性を示し、取組が推進されてきました。

その後の国や高知県の文化芸術を取り巻く環境等のさまざまな変化を踏まえ、高知県の文化芸術のさらなる振興を図ることを目的として、2017（平成29）年3月に新たな「高知県文化芸術振興ビジョン」が策定されました。

2) 高知県文化芸術振興ビジョンの概要

このビジョンでは、基本理念である「文化芸術の力で心豊かに暮らせる高知県」の実現に向けて、高知県が取り組む4つの基本方針として、「文化芸術活動を通じた県民の心の豊かさの向上」、「高知の固有の文化の継承及び活用」、「県民一人ひとりの文化芸術への参加意識向上」、「文化芸術を活用した地域の振興」を掲げ、それぞれの方針に沿った施策の方向性が定められています。また、文化芸術団体への支援や人材育成、魅力ある文化プログラムの創造等を推進するために、文化施策に関する専門性を有した文化芸術振興組織（アーツカウンシル）の充実を図ることとしています。

このビジョンの計画期間は、2017（平成29）年度から2026年度までの10年間としています。また、このビジョンで対象とする文化芸術の範囲は、おおむね文化芸術振興基本法が対象とする範囲と同様としていますが、皿鉢料理に代表される「食文化」や、高知を代表する祭りである「よさこい祭り」なども対象としています。